

部会の設置について

北海道環境審議会条例第7条第1項では、審議会には必要に応じ、部会を置くことができること、北海道環境審議会運営要綱第2条第1項では、部会は、会長が審議会に諮って設置することがそれぞれ規定されています。

◎（参考）北海道環境審議会条例（※一部抜粋）

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

◎（参考）北海道環境審議会運営要綱（※一部抜粋）

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、企画部会、循環型社会推進部会、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会のほか、必要と認められる部会について、会長が審議会に諮って設置する。

つきましては、前期において常設していた、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会の4部会について、今期も継続して設置することとしたいので、御意見がある場合は令和2年(2020年)12月18日(金)正午までに別紙様式にて御回答をお願いします。